

令和8年度 大津市立打出中学校いじめ防止基本方針

はじめに

生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長してくれることを願うとき、「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。「いじめ」への対応は学校を含め社会全体における最重要課題と考えられます。

そこで、本校では「明朗・闊達 自主・力行」を校訓とし、自信と誇りをもち、夢と志を育む教育を学校教育目標としながら、目指す生徒像である

- ① 打ち出す力 挑戦する生徒 - 新しい時代に生き抜いていく生徒の育成
- ② 智恵を出し合い心耕す生徒 - 確かな学力と多様性を認め合える生徒の育成
- ③ 伝統を大切にして地域を愛する生徒 - 我が校で学ぶ自信と誇りをもち人とのつながりを大切にできる生徒の育成

に取り組んでいるところです。

2011年(平成23年)の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、本校においては、いじめ防止対策推進法(以下「法」といいます)、大津市子どもいじめの防止に関する条例(以下「条例」といいます)、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、本校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごすことができ、一人一人の笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方……………3
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処

- 2 「いじめ対策委員会」の設置……………8
 - (1) 役割
 - (2) 構成員
 - (3) 関係する校内委員会等との連携
 - (4) いじめ事案対応フロー図

- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項……………9
 - (1) 基本方針、年間計画の見直し
 - (2) 基本方針、年間計画の公開・説明

- 4 いじめ防止等に向けた年間計画……………10

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。「いじめ」は次の①～④に該当する行為と定義されています。

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も子どもであること。
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての生徒が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取組内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことと考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての生徒が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人一人が主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会執行部の UIP+(打出いじめ防止プロジェクト)が中心となって、年間を通じていじめ防止についての啓発を行う。校内に設置された UIP 掲示板を活用し、UIP+の活動を全校生徒に周知する取組をする。 ・打出ブロックの小中学校の児童会、生徒会の子どもたちが中心となって、打出サミットを開催する。 ・生徒の様々な思いや意見を生徒会の活動に取り入れるため、生徒会執行部が校内に目安箱を設置する。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	いじめ防止に対する三つの誓い、各学級がいじめ防止に関する行動宣言を生徒総会で宣言し、年間を通じて教室や昇降口に掲示し、啓発を行う。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習(障がい者理解や高齢者体験学習等)、自然体験、職場体験など、体験学習を充実させる。 ・コミュニティスクールの取組(打出サポーター)を活用し、地域活動におけるボランティア活動等を推進する。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全校で命、人権に係る道徳の授業を行う。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・善行迷惑調査で生徒から出た善行に関する記述や生徒の意見を朝の短学活や道徳の授業等で生徒にフィードバックする。 ・ピア・サポートやエンカウンターを取り入れたグループ学習等の授業の工夫を行う。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭やSC、弁護士などの専門家と連携したストレスマネジメントやソーシャルスキルを身につけるための体験的活動を授業に取り入れる。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修担当と連携し、主体的、対話的で深い学びを目指した授業実践を通して、互いに認め合い、支持的で安全・安心な風土の学習集団を育成する。また、教科等の学習の中で、自己存在感・自己有用感・健全な自尊感情を育む。毎月の善行迷惑調査が形骸化しないように、調査用紙に生徒指導担当からのメッセージを入れる。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会執行部のUIP+が中心となって、昼休みの時間に放送を行う等のいじめ防止のための啓発活動を行う。また、人権週間を設定し、第1学年から第3学年まで系統的に人権学習を実施する。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育実習や職場体験、地域行事への積極的な参加を促し、様々な年齢の人との交流を持つ。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルに関する授業を年度当初に、3学年を通じて、系統的に実施する。また3年生はネットトラブル防止の啓発ポスターを作製し、そのポスターを全学年の教室に掲示する。 ・携帯・スマホによるトラブル防止、ネットいじめ防止等をねらいとした親子での研修や啓発活動を行う。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止など、いじめに特化した職員研修を実施し、職員の危機意識の向上を図る。 ・メンターメンティによるOJT等の研修を通して、個に応じた関わりや対応ができる教員の資質向上を図る。 ・教育相談の重要性について全職員で共通理解をし、「いつでもどこでも教育相談」の姿勢で対応するよう全職員に周知徹底する。
b	学校いじめ防止基本方針及び子ども支援コーディネーター等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に全教職員でいじめ防止基本方針の共通理解を行う。 ・子ども支援コーディネーター等の役割について、入学式、PTA総会、地域等における会議や通信を通して発信する。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案が発生したときの対応の仕方について、事例研究、事案についての検証を通して、組織体制の充実を図る。 ・週1回の生徒指導部会で子ども支援コーディネーターからの発言の機会を設け、生徒指導の総合的な視点を共有する。

④ その他(学校独自の取組)

取組目標
・教員が率先してあいさつする姿勢を大切に、多くの生徒との信頼関係構築に努める。また地域と協力したあいさつ運動を実施する。
・全校生徒が作成したいじめ防止標語から、保幼小中合同でいじめ防止啓発ポスター(カレンダー)を作成、掲示する。
・長期休暇中に生徒に積極的に声掛けを実施する。また長期休暇明けには、全校生徒とミニ教育相談を実施する。
・月1回程度の小学校の授業参観(「ふらっと授業参観」)や、小学校の引継ぎ会議を早期から設定し、小中の生徒指導の連携を密にする。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえわずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会を中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高める必要があります。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	・毎月11日を「愛・合い・eyesの日」と設定し、アンケートを実施する。 記入された内容については、その日のうちに複数で確認して一覧にまとめ、教職員で周知を図り、その後の対応につなげる。
b	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	・いじめの疑いが発生した時点で、子ども支援コーディネーターや生徒指導主事に速やかに「報告・連絡・相談」を行い、いじめ対策委員会を開催し、組織対応を図る。
c	いじめの早期発見のための校舎内及び校門等における見守り活動の実施	・登校指導、下校指導を実施する。 ・朝の短学活開始前、昼食指導、休み時間、掃除の時間に校内巡回を実施する。 ・PTA活動の打出見守り隊(朝の挨拶運動やボランティア活動等における見守り活動)と連携し、生徒を見守る。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・提出された「ひとことノート」に担任が目を通す。 ・学期に1回、教育相談を実施し、全教員で相談にあたる。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・担任を中心に、家庭連絡をこまめにとり、家庭との関係作りに努める。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	・携帯・スマホによるトラブル防止について全校生徒が学習した後、保護者と連携するような取組をする。また、生徒指導だより等で啓発を行う。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	・緊急時に加えて、毎週定例のいじめ対策委員会を開催し、情報共有を行う。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	・週1回の生徒指導部会、教育相談部会、特別支援部会において情報交換を実施する。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	・会議開催のための指示、連絡システムを整備し、速やかに招集する。 ・情報の迅速な共有を図り、指導体制、指導方針の決定と周知、業務分担を行う。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	・いじめを受けた生徒の立場に配慮しつつ、関連する生徒から事実確認を行い、「個人の尊厳の回復」をゴールとして、双方に対する指導・支援を行う。また、SC等の専門家と連携し、関係の作り直しに向けて継続的な支援を行う。
c	ネット上のいじめへの対応	・インターネット上のいじめに関する対応マニュアルに基づいて対応する。場合によって関係機関の指導・支援を仰ぎ、解決に努める。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	・いじめ対策委員会の判断のもと、大津市学校問題緊急サポートチームや児童生徒支援課等、関係機関と連携を図り、実施する。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	・事実の報告を行い、解決に向けた指導の取組について理解と協力を求め、連携に努める。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1)役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2)構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学年主任、当該学年生徒指導とします。

なお、個々の事案に応じて、スクールカウンセラーや関係の深い教職員を追加します。

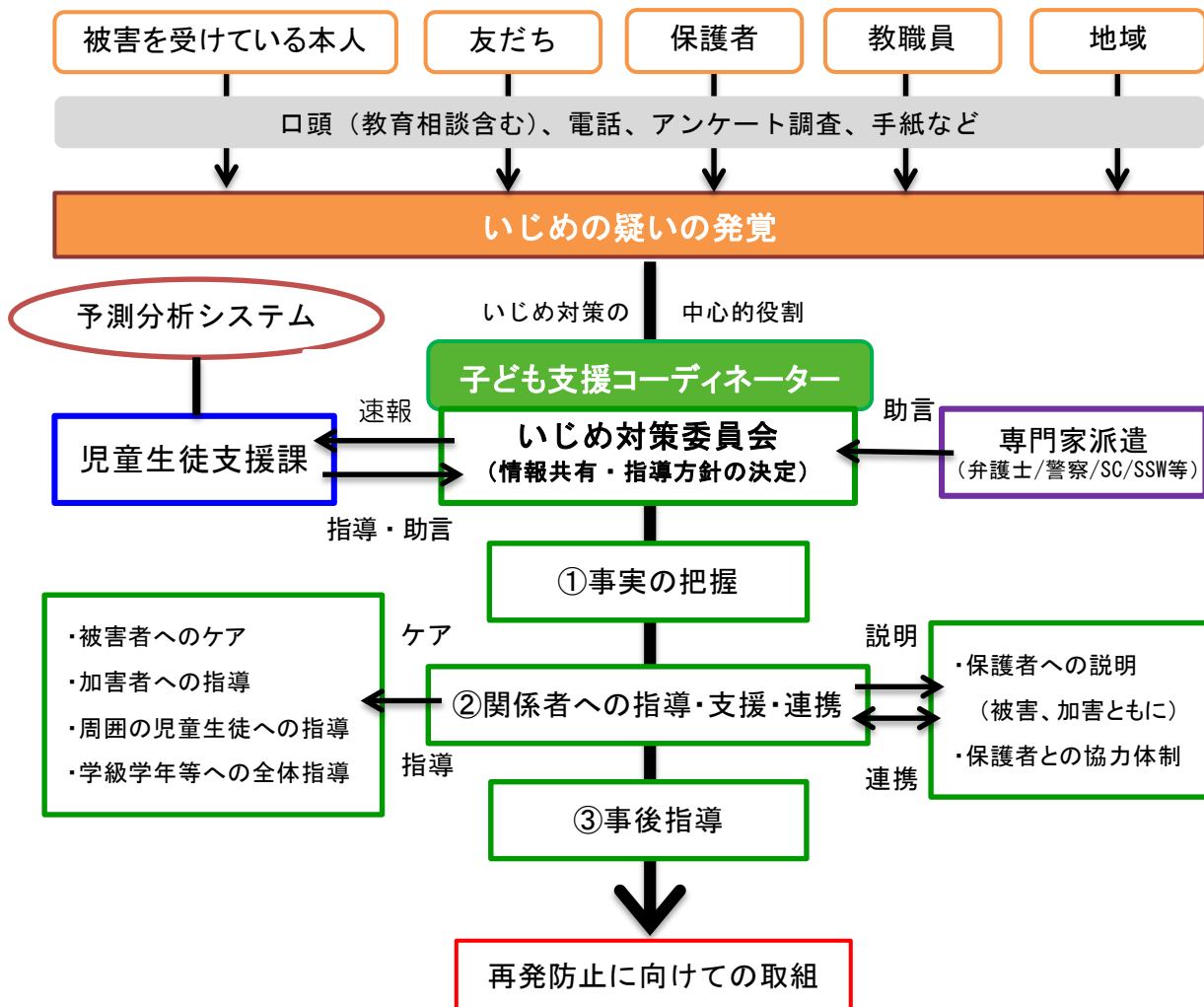
また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官(もしくは警察官OB)・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

また、学校はいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等をコミュニティ・スクールの学校運営協議会で協議します。またその会を「拡大いじめ対策委員会」と位置づけます。その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA運営委員、自治連合会会長、学区民会議会長等の学校関係者とします。

(3)関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会と役割分担し、連携して取り組みます。

(4)いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況(活動実績)を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況(活動実績)を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議(児童生徒理解、情報共有)(①・②・③) インターネット、スマホ安全教室・授業(①・②・③・④) コミュニケーションの取り方に関する授業(①) 個別懇談による情報収集(②・④)	
5	いじめについての授業(①・②・③) 生徒総会「いじめに対する三つの誓い」の宣言と各学級の「いじめ防止に関する行動宣言」の発表(①) 専門家によるいじめ問題についての授業(①・②・③)	・生徒会を中心にした取組の実施
6	いじめ防止啓発月間(①・④) 生徒会 UIP+の取り組み、掲示板や放送等を活用した啓発運動(①・④) いじめに特化したアンケート(善行迷惑調査「愛・合い・eyes」と兼ねて)(①・②・③) 教育相談(②・③) 学校運営協議会の開催(④) 校内研究会「主体的・対話的で深い学びの進展」の授業研究(①) いじめについての授業(①・②・③) 命の授業(①)	・生徒会を中心にした取組の実施
7	個別懇談による情報共有(②・④) コミュニケーションの取り方に関する授業(①)	
8	いじめ問題に関する校内研修会(①・②・③・④) 長期休暇中の声かけの実施(①・②) 長期休暇明けミニ教育相談(②、③)	
9	文化祭、体育祭への取組(①、②、③)	
10	いじめ防止啓発月間・いじめ防止標語の募集(①・④) 生徒会 UIP+の取り組み、掲示板や放送等を活用した啓発運動(①・④) インターネット等によるいじめ対策に係る啓発・研修(①・②・③) 校内研究会「主体的・対話的で深い学びの進展」の授業研究(①) 教育相談(②・③)	
11	学校運営協議会の開催(④) 学校評価「いじめ防止の取組についての評価」(①)	
12	人権週間の取組(①) 個別懇談による情報共有(②・④) 長期休暇中の声かけの実施(①・②)	

1	<p>地域掲示いじめ防止啓発ポスターの作成と校区での掲示(④)</p> <p>打出サミットに向けた取組(④)</p> <p>長期休暇明けミニ教育相談(②、③)</p> <p>専門家によるアンガーマネジメントについての心理授業(①・②・③)</p>	
2	<p>教育相談(②・③)</p> <p>学校運営協議会(拡大いじめ防止対策委員会)の開催(④)</p> <p>学校評価「いじめ防止の取組についての評価」(①)</p> <p>小中連絡会(④)</p>	
3	<p>いじめ防止基本方針・年間計画の見直し</p> <p>特別活動・道徳教育・生徒指導等の全体計画の見直し</p> <p>小中連絡会(④)</p>	
年間 を通じ て	<p>朝のあいさつ運動・脚下照顧の取組(①・②)</p> <p>教員による率先したあいさつ(①・②・③・④)</p> <p>いじめ対策委員会(①・②・③)</p> <p>善行迷惑調査:毎月11日「愛・合い・eyesの日」(①・②・③)</p> <p>いつでもどこでも相談(①・②)</p> <p>善行迷惑調査で生徒から出た善行に関する記述や生徒の意見の生徒へのフィードバック(①)</p> <p>ひとことノートのチェック:(①・②・③)</p> <p>学校通信・生徒指導通信等による啓蒙(①・④)</p> <p>個別懇談による情報収集(②、③、④)</p> <p>打出サミット(①・②・③・④)</p> <p>小学校への授業参観(④)</p>	